

平成 1 8 年 2 月 2 1 日

危機管理室 安全・安心担当課

住宅用火災警報器販売事業者紹介事業の開始について

1 目的

住宅用火災警報器は都条例の改正により住宅の新築や改築の際に同機器の設置が義務付けとなったが、既存の住宅は対象外となっている。区民に安全で安心な販売事業者を紹介する事業を開始し、既存の住宅への同機器の適切な普及を図る。

2 事業者の紹介

区の消火器あっせん事業で実績のある下記の区内消防設備事業者 6 社を区民に紹介する。

有馬防災センター(株)	岡防災工業(株)	(有)消防技術サービス
須藤電機工業(株)	(有)フジコー防災設備	練馬防災設備業協同組合

なお、本事業の販売事業者は、法令上の技術基準を満たす住宅用火災警報器を取り扱うこととするが、具体的な機器については販売事業者とのやりとりのなかで区民が自ら適切な機器を選択するものとする。

3 区民への周知方法

ねりま区報 1 1 月 1 1 日号およびホームページに周知記事を掲載し、区立施設で配布するチラシによって周知を行う。